

中国電力株式会社における非公開の審査ガイドの誤廃棄の経緯等

令和3年9月1日
原子力規制庁

1. 概要

原子力規制庁は、特定重大事故等対処施設を設置しようとする発電用原子炉設置者に対して、秘密保持に関する契約（以下「秘密保持契約」という。）を締結し、当該契約上の秘密情報として「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等」（以下「非公開ガイド」という。）を提供している。

今般、中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から、原子力規制庁から受領していた非公開ガイドを誤廃棄した旨の連絡があった。このため、原子力規制庁でその経緯及び再発防止策等について聴取したので報告するとともに、今後の対応について諮る。

2. 中国電力からの報告について

原子力規制庁は、中国電力からの非公開ガイドを誤廃棄した旨の連絡を受けた後、面談を7回実施し、以下のとおり、その経緯及び再発防止策等を聴取した（詳細は別紙1参照）。

(1) 誤廃棄の経緯

中国電力は、平成26年10月17日付けで原子力規制庁と締結した秘密保持契約に基づき、同月20日に非公開ガイド（6部）を受領した。中国電力は、受領した非公開ガイドに特化した社内マニュアル¹を定め、本社の電源事業本部（以下「本社管理部署」という。）において非公開ガイドの管理を行うこととしたとしている。本社管理部署は、同月24日、非公開ガイド1部を島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に貸し出した。

非公開ガイドの貸し出しを受けた同発電所の管理職は、執務室内の自席デスクの施錠できる引き出しに、他の種類の秘密情報（人事情報等）が記載された書類とともに、それぞれを封筒に入れた状態で保管していたとしている。なお、引き出しの鍵は、当該管理職のみが管理し、退勤時に施錠していたとしている。

その後、当該管理職は、平成27年4月24日に引き出しに非公開ガイドが入っていないことに気づき、前日（23日）に人事情報の記載された書類の入った封筒をシュレッダーで廃棄した際に、誤って非公開ガイドも封筒ごと廃棄したものと考え、誤廃棄に係る顛末書を作成し、発電所長まで報告した。また、同発電所から本社管理部署に誤廃棄があった旨の報告が行われ、当該非公開ガイドを廃棄した旨を秘密情報指定管理簿²に記載する対応を行った。

¹ 秘密情報の保管に関する規定として、秘密情報指定管理簿を作成することなどが定められていたが、秘密情報の具体的な保管形態を定める規定はなかった。

² 当時の社内マニュアルにおいては、秘密保持契約の内容に沿って、秘密情報の指定に際し「秘密情報指定管理簿」に、指定解除に際し「秘密情報利用管理簿」に必要な情報を記録することが定められていたが、同様に秘密保持契約に記載のある廃棄については明示的な定めがなかった。

(2) 原子力規制庁への誤廃棄の報告について

中国電力は、誤廃棄があった当時（平成27年）、秘密保持契約に基づき原子力規制庁への報告を要する「秘密情報が漏えいしたとき又はそのおそれがあることを認めたとき」に当たらないと判断し、また、「契約が終了した場合」ではないことから契約終了時の秘密情報の返却及び廃棄に関する条項の適用もないため、原子力規制庁への報告は不要であると判断したとしている。

その後、中国電力は、秘密保持契約の変更契約（令和3年3月23日付け締結）に基づき、原子力規制庁に情報管理計画書³を提出する必要があることから、当該計画書の提出期限（本年6月23日）の前である6月21日に誤廃棄があった旨を原子力規制庁に連絡した。

(3) 発生原因と再発防止策

中国電力は、本件の発生原因について、発電所において秘密情報としての識別表記や分類管理が適切に行われておらず、また本社管理部署から発電所（非公開ガイドの貸出先）への保管方法の指示が不十分であったことを挙げている。中国電力は、非公開ガイドの管理方法の見直しを行い、今後は、発電所で利用・保管する場合にも文書の識別表記や分類管理を確実にを行うとともに、原子炉等規制法に基づく品質マネジメント文書等体系にも位置づけ、適切に管理するとしている。

3. 他の発電用原子炉設置者における同様の事案の有無について

原子力規制庁は、非公開ガイドを提供している他の発電用原子炉設置者（計10社）に対して非公開ガイドの保管状況を照会し、全社から非公開ガイドは廃棄等せずに適切に保有している旨の回答を得ている。

4. 今後の対応について

本年3月に各発電用原子炉設置者と締結した秘密保持契約の変更契約においては、秘密情報の適切な管理のために必要な措置を規定する情報管理計画書を定め、原子力規制庁の承認を受けなければならないこととされている。提出期限の本年6月23日までに、変更契約に基づいて各社から情報管理計画書が提出されたところであり、誤廃棄その他のインシデント発生時の対応を含め、必要な措置が講じられることが計画上明確になっていることを確認した上で計画の承認を行うこととする。

なお、原子力規制庁は、秘密保持契約に基づき必要な検査を行うことが可能である。また、非公開ガイドを提供する必要性や提供部数等についても随時精査を行い、真に必要な場合に限り情報提供をすることとする。

< 資料一覧 >

別紙1 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる時系列（令和3年8月2日面談資料 一部抜粋）

³ 秘密情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の秘密情報の適切な管理のために必要な措置を定めることを目的としたもの。

（面談コメント反映後）

令和3年8月2日
中国電力株式会社

特重非公開ガイド誤廃棄に係わる時系列

日付	項目	保管部数			保管の取扱い		時系列		関係資料
		本社	発電所	メーカー	本社	発電所	本社	発電所	
H26.10.17	秘密保持契約の締結	—	—	—	—	—	原子力規制庁との間で、特重非公開ガイドの取扱いに関する「特定重大事故等対処施設に関する秘密保持契約書」を締結した。 （締結者：電源事業本部長（原子力管理））		平成26年10月17日付け「特定重大事故等対処施設に関する秘密保持契約書」
	特重非公開ガイドの管理方法の策定	—	—	—			特重非公開ガイドの受領に先立ち、秘密保持契約書に従った手続きをまとめた「国から提供される特重施設に関する秘密情報の管理方法について」を策定した。 なお、特重非公開ガイドは、「非QMS文書」として位置付け管理することとした。		○添付資料(1) 平成26年10月17日付け「国から提供される特重施設に関する秘密情報の管理方法について」(電源事業本部(原子力運営)) ○添付資料(2) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる当時の文書管理について
H26.10.20	特重非公開ガイドの受領	6	0	0	特「 定 国 核情か 燃報ら 一料の提 情物管 報質理さ 管の方れ 理防法る 要護に特 領のつ重 一たい施 をめて設 準に—に 用必を開 要適す な用る 文 秘 書 密	—	平成26年10月20日付け原規技発第1410201号「原子力規制委員会訓令「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等」の提供について」にて、特重非公開ガイドを6部受領した。 [東京支社が受領] (特重非公開ガイド6部について、秘密情報指定管理簿に、指定年月日をH26.10.17と記載)		○添付資料(3) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる秘密情報指定管理簿等について
	特重非公開ガイドの受領回答	6	0	0			平成26年10月20日付け「秘密情報の受領書」にて、10月20日に、特重非公開ガイド6部を受領した旨を、原子力規制庁に回答した。 [東京支社より受領書を提出]		平成26年10月20日付け「秘密情報の受領書」
本社受領後 (H26.10.21頃)	特重非公開ガイドの保管 (本社)	6	0	0			受領した特重非公開ガイド(6部)を入室管理された部屋内の、特定核燃料物質の防護に関する情報が保管されているキャビネットとは別のキャビネットに施錠管理して保管した。		○添付資料(2) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる当時の文書管理について ○添付資料(4) 本社における特重非公開ガイドの保管方法の変遷について

日付	項目	保管部数			保管の取扱い		時系列		関係資料
		本社	発電所	メーカー	本社	発電所	本社	発電所	
H26.10.24	特重非公開ガイドの 発電所への提示	5	1	0	特「 定 国 核情か 燃報ら 「料の提 情物管供 報質理さ 管の方れ 理防法る 要護の特 領のつ重 「たい施 「めて設 準に「に 用必を関 要適す な用る 文 秘 書 密	「 国 全情か 社報ら 文の提 書管供 「理さ 文方れ 書法る 取に特 抜つ重 細い施 則で設 「「に をを関 適適す 用用る 秘 密	本社から発電所へ、特重非公開ガイド（一部：中国電力05）を提示した。 （本社の特重秘密情報取扱者（管理職）が社用封筒に入れ、発電所に持参した） （中国電力05について、秘密情報利用管理簿に、発電所での利用に伴う利用日時をH26.10.24と記載）	本社から特重非公開ガイド（一部：中国電力05）を受領した。 （本社の特重秘密情報取扱者（管理職）が持参した特重非公開ガイドを当該者（特重非公開ガイドの利用者）に手渡し相互に確認した）	○添付資料(3) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる秘密情報指定管理簿等について ○添付資料(5) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わるシュレッダー廃棄と判断した理由について
	特重非公開ガイドの 保管 (発電所)	5	1	0			特重非公開ガイド（一部：中国電力05）を社用封筒に入れた状態で、社用封筒をそのまま、当該者の机のキャビネットに施錠管理して保管した。	○添付資料(2) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる当時の文書管理について ○添付資料(6) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる当時の執務室等の施錠管理について	
H26.12.3	特重非公開ガイドを メーカーに提示	4	1	1	メーカーに、特重非公開ガイド（一部：中国電力06）を提示した。 （中国電力06について、秘密情報利用管理簿に、メーカーへの交付に伴う利用日時をH26.12.3と記載）			○添付資料(3) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる秘密情報指定管理簿等について 平成26年10月20日付け「秘密情報の提供の承認申請書」 平成26年10月23日付け「秘密情報の提供の承認書」	
H27.4.19	特重非公開ガイドの 保管場所の見直し (本社)	4	1	1	Q 関「 M す国 S るか 本 文 秘 要 書 「 領 「「 「文を 「書の 「書を 「・適 準用理 「記管 用理特 「録方 管重 理法 基施 「に 設 つ に	「 国 全情か 社報ら 文の提 書管供 「理さ 文方れ 書法る 取に特 抜つ重 細い施 則で設 「「に をを関 適適す 用用る 秘 密	本社における特重非公開ガイド（4部）の保管場所を見直し、執務室内の文書保管専用のキャビネットに施錠管理して保管した。		○添付資料(2) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる当時の文書管理について ○添付資料(4) 本社における特重非公開ガイドの保管方法の変遷について ○添付資料(11) 現在の特重非公開ガイドの保管管理状況について

日付	項目	保管部数			保管の取扱い		時系列		関係資料
		本社	発電所	メーカー	本社	発電所	本社	発電所	
H27.4.23	発電所における書類の廃棄作業	4	1	1	Q M S 「国 情か ら文 書「 文書 」の 提供 され る特 重非 公開 ガイ ドの 管理 基本 要領 」を 適用 する 秘密 運用	(特 重非 公開 ガイ ドの 利用 に伴 う保 管は 行っ てい ない)		当該者は、特重非公開ガイドを保管していた機のキャビネットに保管されていた別資料（人事関係書類等）について、シュレッダーによる廃棄作業を実施した。	○添付資料(2) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる当時の文書管理について ○添付資料(3) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる秘密情報指定管理簿等について ○添付資料(5) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わるシュレッダー廃棄と判断した理由について ○添付資料(7) 平成27年4月28日付け「特重ガイドラインの誤廃棄について」(島根原子力発電所技術部) ○添付資料(8) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わるシュレッダー仕様等について ○添付資料(9) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる原子力規制庁への報告時期について ※:社内の情報のやり取り 関係者への聞き取りの結果、本社と発電所間で情報のやり取りを行い、対応を行っていたことを確認しているが、そのやり取りを確認できる記録はない。
H27.4.23 (推定)	発電所における特重非公開ガイドの誤廃棄	4	0	1			当該者は、機のキャビネットに保管されていた別資料（人事関係書類等）のシュレッダー廃棄作業中、保管していた特重非公開ガイド（1部：中国電力05）を誤って廃棄した。 [特重非公開ガイドの管理状況からの推定]		
H27.4.24	発電所における特重非公開ガイドの誤廃棄に係わる所在確認・所内報告	4	0	1			当該者は、特重非公開ガイドを誤って廃棄したと思い、機のキャビネットを確認したが、所在を確認できなかったため、副所長に相談した。		
H27.4.26	発電所における特重非公開ガイドの誤廃棄に係わる所在確認	4	0	1			当該者は、再度、特重非公開ガイドの所在確認を実施したが、確認できなかった。		
H27.4.27	発電所における特重非公開ガイドの誤廃棄に係わる所内報告	4	0	1			当該者は、特重非公開ガイドの所在を確認できなかったこと、特重非公開ガイドを入れた社用封筒ごと、シュレッダー廃棄したことを、副所長に報告した。		
H27.4.28	特重非公開ガイドの誤廃棄に係わる所内報告（願末書の作成）	4	0	1			平成27年4月28日付け「特重ガイドラインの誤廃棄について」（島根原子力発電所技術部）の願末書を作成し報告した。 (承認者：発電所長、報告者：誤って廃棄した当該者)		
H27.4.28 または4.27 (推定)	特重非公開ガイドの誤廃棄に係わる本社への報告	4	0	1			管理責任者は、当該者より、発電所に提供した特重非公開ガイド（1部：中国電力05）が誤ってシュレッダー廃棄されたとの連絡を受けた。（日付は推定）※ (管理責任者から電源事業本部部长（原子力管理）に報告した) (中国電力05について、秘密情報指定管理簿に、廃棄に伴う指定解除年月日をH27.4.23と記載)		
	特重非公開ガイドの誤廃棄に係わる原子力規制庁への報告判断	4	0	1			管理責任者は、電源事業本部部长（原子力管理）に、秘密保持契約第7条の規定に照らして、原子力規制庁に直ちに報告する必要がある事案には該当せず、秘密保持契約第5条の規定に基づき、廃棄によることを管理簿に記載し管理しておくことで問題ないと解釈できることを報告し、了承を得た。（日付は推定）※		

日付	項目	保管部数			保管の取扱い		時系列		関係資料
		本社	発電所	メーカ	本社	発電所	本社	発電所	
H29.3.7	特重非公開ガイドの情報管理マニュアルの制定	4	0	1	「特定重大事故等対処施設に係わる情報管理マニュアル」を適用	（特重非公開ガイドの利用に伴う保管は行っていない）	「特定重大事故等対処施設に係わる情報管理マニュアル」を制定した。（これに伴い、「国から提供される特重施設に関する秘密情報の管理方法について」は廃止） [主な追加内容] ・ガイドを施錠管理されたキャビネットにて保管すること ・キャビネットの鍵は、管理責任者および補助管理責任者が管理すること		○添付資料(10) 「特定重大事故等対処施設に係わる情報管理マニュアル」(平成29年3月7日 新規制定)抜粋
R2.10.19 (推定)	特重非公開ガイドの誤廃棄に係わる社内報告	4	0	1			現管理責任者は、現電源事業本部部長（原子力管理）に、秘密保持契約の見直しに係わるWeb面談が行われることを報告した。また、発電所に提供した特重非公開ガイド（1部：中国電力05）が誤ってシュレッダー廃棄されていることを報告するとともに、原子力規制庁より、事前に受領した10月21日の面談資料より、秘密保持契約の変更後は、情報管理計画書を提出し、今後は履行状況を報告する必要があることを報告した。（日付は推定）※		○添付資料(9) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる原子力規制庁への報告時期について ※:社内の情報のやり取り 関係者への聞き取りの結果、本社内で情報のやり取りを行い、対応を行っていたことを確認しているが、そのやり取りを確認できる記録はない。
R2.10.21	秘密保持契約の見直しに係わるWeb面談	4	0	1			原子力規制庁とのWeb面談にて、特定重大事故等対処施設に関する情報の取扱いについて説明を受けた。		○添付資料(9) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる原子力規制庁への報告時期について
R3.2.下旬 (推定)	特重非公開ガイドの誤廃棄に係わる原子力規制庁への報告判断	4	0	1			現電源事業本部部長（原子力管理）は、秘密保持契約の変更契約締結に基づく情報管理計画書の提出に合わせて、特重非公開ガイド（1部：中国電力05）を誤ってシュレッダー廃棄したことを報告することを了承した。（日付は推定）※		○添付資料(9) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる原子力規制庁への報告時期について ※:社内の情報のやり取り 関係者への聞き取りの結果、本社内で情報のやり取りを行い、対応を行っていたことを確認しているが、そのやり取りを確認できる記録はない。
R3.3.11	特重非公開ガイドをメーカーから返却	5	0	0			メーカーから当社に、特重非公開ガイド（1部：中国電力06）が返却された。 （中国電力06について、秘密情報利用管理簿に、メーカーからの返却に伴う返却年月日を2021年3月11日と記載）		○添付資料(3) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる秘密情報指定管理簿等について
R3.3.23	秘密保持契約の変更契約の締結	5	0	0			原子力規制庁との間で、特重非公開ガイドの取扱いに関する変更契約として「特定重大事故等対処施設に関する秘密保持契約の変更契約書」を締結した。 （締結者：電源事業本部部長（原子力管理））		○添付資料(9) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる原子力規制庁への報告時期について 令和3年3月23日付け「特定重大事故等対処施設に関する秘密保持契約の変更契約書」
R3.6.14	特重非公開ガイドの誤廃棄に係わる原子力規制庁への報告判断	5	0	0			現電源事業本部部長（原子力管理）は、情報管理計画書の提出（提出予定日：6月22日）に係る原子力規制庁への事前連絡（連絡予定日：6月21日）に合わせて、特重非公開ガイド（1部：中国電力05）を誤ってシュレッダー廃棄したことを連絡することを了承した。		○添付資料(9) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる原子力規制庁への報告時期について
R3.6.21	特重非公開ガイド誤廃棄に係わる原子力規制庁への報告	5	0	0			特定重大事故等対処施設に関する秘密保持契約書に基づく情報管理計画書の提出に先立って、特重非公開ガイド（1部：中国電力05）を誤ってシュレッダー廃棄し、5部を保管している旨を原子力規制庁へ報告した（東京支社から報告）。		○添付資料(9) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる原子力規制庁への報告時期について
R3.6.22	特重非公開ガイド誤廃棄に係わる原子力規制庁への説明	5	0	0			特重非公開ガイドの管理状況について、特重非公開ガイド（1部：中国電力05）を誤ってシュレッダー廃棄し、5部を保管している旨を面談資料※に基づいて説明した。		○添付資料(9) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる原子力規制庁への報告時期について ※:面談資料 令和3年6月22日付け「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機特性等の制定資料について」の管理状況について
	情報管理計画書の提出	5	0	0			原子力規制庁に、秘密保持契約の変更契約書に基づき、「情報管理計画書」を提出した。		令和3年6月22日付け「情報管理計画書」

日付	項目	保管部数			保管の取扱い		時系列		関係資料
		本社	発電所	メーカー	本社	発電所	本社	発電所	
現在 (R3.6.22)	特重非公開ガイドの 保管 (本社)	5	0	0	<p>「特定重大事故等 対処施設に係 わる情報管理 マニュアル」を 適用</p> <p>「文書・記録 管理基本 要領」を準用</p>	<p>(特重非公開 ガイドの利用に 伴う 保管は行っ ていない)</p>	<p>特重非公開ガイド(5部)は、執務室内の文書保管専用のキャビネットに、専用の保管箱に収納して、施設管理して保管している。</p>		<p>○添付資料(4) 本社における特重非公開ガイドの保管方法の変遷について</p> <p>○添付資料(11) 現在の特重非公開ガイドの保管管理状況について</p> <p>○添付資料(12) 「特定重大事故等対処施設に係わる情報管理マニュアル」(令和3年6月22日 第2次 改正)抜粋</p>
今後	特重非公開ガイドの 保管	5	0	0	<p>「特定重大事故等 対処施設に係 わる情報管理 マニュアル」を QMS文書化し、適用</p>		<p>特重非公開ガイドを外部文書(QMS文書)と位置付けを見直し、QMS体系の下で、管理する。</p>		<p>○添付資料(13) 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる今後の文書管理について</p>